

第 497 回福井地方最低賃金審議会議事録

- 1 日時 令和 4 年 9 月 14 日（水）午後 3 時～午後 6 時 10 分
- 2 場 所：福井労働局 14 階会議室
- 3 出席状況：
公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、岡崎委員、竹内委員
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員
使用者代表委員 江端委員、久保田委員、坂川委員、中山委員、山埜委員
事務局 田原労働局長、藤原労働基準部長、細川賃金室長、西村賃金指導官
- 4 議 題：
 - (1) 令和 4 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
・ 全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討
・ 答 申
 - (2) 令和 4 年度特定最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (3) その他
- 5 資 料
 - (1) リーフレット（福井県の最低賃金）
 - (2) 令和 4 年度 福井地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会日程表（案）
 - (3) 小委員会に提出された資料

6 議事録

○新宮会長

ただいまより、第 497 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
本日は、傍聴希望者が 1 名いらっしゃることを御報告します。
最初に、定足数の確認を事務局よりお願いします。

○西村指導官

はい、報告いたします。
本日は、全員の御出席いただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。
また、令和 4 年 10 月 2 日より効力発生の福井県最低賃金のリーフレットを資料 1 として添付してございます。現在、局幹部により関係団体や地方公共団体等に周知広報を行っているところでございます。
以上です。

○新宮会長

それでは、議題（１）「令和４年度特定最賃の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

いろいろ聴取した意見等を踏まえた、まとめたものを公益のそのときの座長ないしメンバーが御説明いたします。なので、それについて過不足等ございましたら、そのとき御出席していただいた労側、使側の委員の皆さんのほうから追加で御説明いただいて、全員の情報共有をまずしたいと思います。これを繊維、機械、電気、百貨店という形で、まずやってまいります。それを踏まえまして、調整審議に入ります。調整審議につきましては、全会一致ということで皆さんの御了解が頂ければ、すんなり頂ければそれでいいんですけども、そうじゃない場合には、個別審議を含めて、議論を進めてまいりたいと思います。どうしても議論が熟さない場合は、場合によっては採決、場合によっては持ち越しということももし必要なら考えたいと思いますけど、できれば今日結論を出すという方向で進めたいというふうに考えております。そんな進め方でよろしいでしょうか。

では、皆さん、よろしくお願いいたします。

この改正決定の必要性の有無に関する審議につきましては、小委員会を設置し、去る９月６日、８日および１３日の３日間にわたり、４つの特定最低賃金に必要性審議のための参考意見聴取をさせていただいたところであります。

これから、各業種に出席しておりました公益から説明を、まとめをしてまいりますので、先ほどお話ししましたとおり、追加等ございましたら、出席していただいた労使の皆さんのほうからよろしくお願いいたします。順番としては、繊維、機械、電気、百貨店・総合スーパーの順だと思います。

それでは、まず、９月６日及び１３日に行われた繊維につきまして、岡崎委員からお願いいたします。

○岡崎委員

では、９月６日及び１３日に行いました繊維業種に係る小委員会での意見内容の報告をします。

まず最初に、労働側のほうの参考人の御意見でございます。私ども、先ほどの小委員会では、それぞれ質問事項に基づきまして、労働側のほうはセーレンの開発グループの西谷様に御意見をお伺いをさせていただきました。

まず１番目の、当該業種に関する現状の特徴と。実は、今回はまとめて②の福井県の特徴も併せて御報告したほうがよろしいかなと思います。労働側の西谷参考人によりますと、やっぱりコロナ等々あるいは現状は、売上げは落ちていると。売上げは戻りつつありますが、やっぱりエネルギーの高騰というのが別の形で入ってきて、売上げについては今のところまだ回復していないといったようなことの現状。それから、繊維業界全体といたしまして、差別化が求められているといったような御認識をお示しになられまして、やはり品質の問題あるいは環境の問題に対応を今後していかなければ

ればいけないような状況にあるだろうといったようなことの繊維業界の全体的な業況をお示しの上で、もちろん福井県、繊維業界、全国共通だと存じますが、一つはやっぱり給料の低いということが、大きなこの繊維業界の問題点として上がるんだと。そしてもう一つは、労働環境というのがちょっと今一つ良くないのではないかと。したがって、労働者が来ないといったようなことが、特に若者が来ないといったことを御指摘されました。それから、やはり、セーレンさんのような、糸の色とか、様々なとこでかなり専門的な知識、ノウハウが必要だということで、なかなか外国人の方では品質が維持できない状況にあって、日本に、あるいは福井にいる労働者を企業あるいは取り込んでいかなければいけないといったようなことの認識をお示しの上で、やはり賃金は重要であるということを御主張いただきました。

あと、福井県については、基本的にはパラレルでございますので、もし、更に補足があれば、労働側のほうから示していただきますが、大体このような①、②に対する御指摘を伺いまして、その上で、サプライチェーンについては、福井県というのは川下から川上までございまして、それぞれ役割があって、それぞれいろんなところのことをやっているといったようなことを御説明いただいて、福井県というのは、そういう点では、川上から川下までであるということでは、全国では珍しいところであるので、やっぱり福井がリードしていくべき存在なのではないかということの御見解をお示しになりました。

④番目の地域別最賃の意義といいますかね、これにつきましては、もちろんこれについて、非常に、いわゆる縫製業の問題、あるいは労働組合の問題といったようなこともお示しになりました。それとともに、賃金は注目されているけど、やっぱり若い世代に対して、ワークライフバランスとか環境に対する意識っていう、こっちのほう、これも重要なのではないだろうかといったようなこともお示しになりました。特に、この際、幾つかのことを言われまして、先ほどの繰り返しになりますが、品質の維持というのは海外では困難であり、やっぱり特に安心安全の部分というのは大切であって、そういう点では、特定最賃が果たす役割はやはりまだ大きいのではないかと御指摘があるとともに、しかしながらということですが、やはり加工が多いために、価格の影響が大きくて、そういう点についてなかなか難しいとか、適正な価格があれば、実はこういったことが成り立つこともあるんだけど、実際それが困難な状況もあるということについては、やはり御指摘、これは後ほど使用者側のほうもやはり同じような御見解を示されまして、この点については繊維業界というところの一つの特徴なのかなというふうに思っています。その後、質疑応答が行われました。やはり開発力がないと、もう企業はついていけないとか、高卒の人が入ってこないといったように、やっぱり人が大切なんだということについて、それぞれの質疑応答の中で、それぞれ認識が一つ出てきたかなというふうに思っております。

また、離職が多いのかっていうところについては、いわゆる新入社員5名中3名の者が離職しているが、これはもう様々な理由であって、一概に賃金だとは言えないんだといったようなことの質疑応答が最後のほうで行われたということでございます。

この次、使用者側のほうでございます。これは、アタゴの管理部長の酒井様のほうからまず、縫製としてのアタゴ様の状況というものについて、縫製 80%、生地 20%と、日本と中国とベトナムに生産拠点があると。顧客からの注文で生産して、大体海外で 70%であるということですが、この上で、実は、今現状、福井県における繊維業界と申しますか、縫製業界なのかもしれませんが、一番の問題は小売価格が上がらないという構造的な問題を常に抱えていると。コストが上昇しても、結局、小売価格は上げられないと、したがって、賃上げは不可能であると。マクロ的には賃上げをすることで労働者の経済力が上がり、そして更に消費量が上がるという、そういうマクロ的な構造は理解できるけども、個々の会社ではなかなか対応が困難だということをお主張をなされました。ちなみに、現在注文は結構あるが、価格的にはかなり厳しい状況となっているということとともに、コロナの影響については、やはり業務停止、特に海外にある工場のほうであったといったことを御報告がされました。

2 番目の問題ですが、福井県内のところを取り巻く、福井県内の特徴といいますか、特に縫製を中心になろうと存じますが、良いところは良いし、悪いところは悪いと。結局、価格交渉力があるところは何とかなっているけど、そうじゃないところはもう、なかなか苦しい状況だと。特に、交渉力があるっていうのは結局のところ、ブランドとの付き合いということに尽きるのではないかというような御主張をなさいました。そしてまた、これらは先ほどの労働側の参考人と同じように、労働環境の点で、なかなか若い人が来ないと、実際に工場現場を見て、辞めるといったようなこともあると。いったような形で、現在の縫製の現場のところの労働環境というところになかなか人が来てくれない、賃金以上にそのほうが大きな問題だというようなことを御指摘いただきました。

3 番目のサプライチェーンについては、これは確かに福井県は川上から川下まであるがと。ただし、それが弱みになっていることもあると。実際、アタゴさんの場合も県外、海外からの調達が困難になっていると。それがちょっと会社のウエートの大きな問題点になっていると。したがって、このサプライチェーンがリスクの管理面でデメリットに変わるといったようなことも実際にいろいろ発生しているんだと。いったことを御指摘になりました。

4 番目ですが、地域最賃とそれ以外が設定されている件について、他企業に対しての求人をするというところにメリットは感じるが、少なくとも縫製について、ちょっと競争力が高いと言えない状況で果たしてどうかということとともに、労働者を繊維業に集めるといったときに、本当に賃金が采配置のツールになるのかというような御疑問を示されました。

5 番目の問題なんですが、基本的に、あまりちょっと、アタゴさんの場合、県外の人がいらっしゃらないということもありまして、これにつきましてはそんなに、あまり強い御主張になってはいらっしゃらなかった、逆に言うと、県外に出る学生が多いのでうんぬんといったようなことについての御主張はあまりなかったのかなというふうに理解をしております。ちなみに、最終的には魅力がある企業であるかどうか、

県外に出てるか、県内というのは、賃金はそんなに大きな関係はないのではないかと
いうようなことを御主張になられました。そして、大枠ですね、若干補足的には、現
在、外国人研修生、ある程度いらっしゃるし、パートではなく正社員なので、あ
まりこういったようなことについては特に大きな関係はないかなというようにも
御説明になられました。それから、あと、質疑応答でございますが、質疑のところで、
特に定着率については、やっぱり結構離職率が高いということはおっしゃっていら
っしゃいまして、なかなかもう賃金を上げるといった環境のない中で、特に30代の方
が、やっぱりほかの、自分の同じ30代の方に比べてちょっと賃金が低いというこ
とで、特に離職率が高くなっていく側面はあります。特にやっぱりこの30代の方をど
うやって賃金を上げていくかと、あるいはどうやってやりがいをつくっていくかと、そ
ういうことが今大切なんじゃないかっていうふうなことをお話しになられておられ
ました。最終的には、オンリーワンの企業しかも生き残っていけないような状況で
あるといったようなことについて、質疑応答の中に御説明をいただいたと。

ざっくりとこのような形でございます。もし不足の方があれば、労側、使側のほう
から発言加えていただければと存じます。

○新宮会長

今のご説明でよろしいでしょうか。

(労側、使側からの特段の意見等なし)

では、9月6日に行いました機械業種に係る小委員会での意見内容の報告をします。
それでは、機械のほうについて、私のほうから説明させていただきます。

まず、労側は、松浦機械製作所の労働組合、副執行委員長の方がおいでになってお
話いただきました。この業界の全国的な状況と福井の状況をとということで、分けて
お尋ねしましたがけれども、主として自分の会社から見えた範囲でということでお話し
いただいた形になっておりました。

松浦自体についていえば、2017年、2018年の売上げは過去最高だったけれども、
2020年、つまりコロナに入ってから半減以下だと、半分以下に落ちているという
ことです。その影響として、物流の停滞とエネルギー価格の高騰が影響しているとい
うふうに考えているというふうなお話だったというふうに承りました。部品が入らな
いということによって、工程調整というのが非常に難しくなっておって、工程を流せ
ないと、一部の工程が抜けてしまうというようなことが起こるので、そこがボトルネ
ックになって、余計な残業が増えたりして、生産に影響しているという事実もあると
いうことをお話しいただきました。さらに原材料の高騰、先ほど申し上げた、値段そ
のものも10%ほど上がっているということをおっしゃっておりました。

人手不足は依然として難しい状況で、若者や子育て世代への賃上げを通して人材確
保に努めているというふうなことでした。

サプライチェーンの状況についてですけれども、会社の性格上というか、どこでもそうかもしれませんけども、とりわけ品質や性能の確保のために上流企業に高いスキルを求めているので、中には後継者がなくて廃業する企業も出てきて、これは課題であるというようなお話でした。それから、サプライヤーからの価格転嫁の申入れは当然ありますけど、全てが恐らく価格転嫁はできていないだろうというふうに労側の方もおっしゃっていました。

特賃の意義とか影響についてなんですけれども、人材確保のために他業種より高い賃金の設定はしていると。特賃には人材確保上の意義があり、特に組合のない企業の賃金、それから募集賃金の決定に影響を与えていると考えていると。ただ、他方で人件費の高騰につながり、価格転嫁が難しい場合は経営に影響を与えるということも理解できるということでした。

人材流出と賃金ですけれども、賃金が高いほど人を集めやすい反面、経営的には厳しい面もあると。賃金水準に関していえば、それが、この場合、離職っていうふうにおっしゃいましたけど、離職に、その賃金が低いから人が離れていくということはないというふうな言い方をされておりました。

この業種で、特賃の中で福井が、ちょっと一番低いほうにあるんですけども、その理由はというふうにちょっとお尋ねしたんですけども、特に思い当たることはないというような御意見でした。

使用者側メンバーからは、改めて、零細企業が多い中での材料、部品の価格高騰の影響は相当大きいであろうということが参考人の質問の後、ございました。

労側からは、特賃の適用範囲から考えると、外国人労働者のこの業種における職種の多くは地賃が提供されるはずなので、実勢値を考えれば、特賃を上げて問題ないんじゃないかというような労側からの意見が追加であったことを申し添えます。

一方、使側についてです。使側については、北鋼シャーリングの増田さんっていう方、いつも特賃の専門部会のとくに来てくださいっている方ですけれども、かなり率直にいろいろお話してくださいました。

まず、現況については、これも自社の状況を踏まえた議論になっておりますので、全国とか福井のっていう形ではっきり分けられないところもございまして、お聴きしたことをお伝えします。

2年強にわたる長引くコロナ禍で、サプライチェーンが混乱していると。増産体制に入ろうにも、なかなか対応できない状況にあると。ある程度回復しつつあるというのも事実だけれども、コロナ前の水準にはまだ戻っていないと。円安のおかげで輸出産業を中心に受注が戻ってきているのも事実であるということでした。下請が親会社に求められる転嫁はせいぜい一部で、あとはもう自分たちで頑張るしかないということをおっしゃっていました。もう一つ懸念材料として、まだ現実化していませんけど、ゼロ金利が解除されると資金面が苦しくなるかなということ懸念として持っているというお話でした。物価が上がれば所得の上昇が必要というのは、一種の転嫁とみなせば、労働者も一緒かなというようなことを、ぼそっと申し添えられました。

サプライチェーンの状況ですけれども、仕事はある状況なので、結局上流からの供給が最大のネックであると、そのサプライチェーンがうまく流れていないということが非常に大きなネックになっているということは強調されておりました。

特賃の意義について聴いたところでは、業界としては人件費も含めて、抑えられるところは抑えたいのが本音であると。地域の物価水準を反映しておればよいので、都市並みの物価水準にないことを考えれば、福井の特賃が低いのは仕方がないのではないかという御意見でした。また、機械産業の従業者については、賃金以外の支給品、衣服とかそういうものですね、作業に当たってのコストになるということを当然考えてほしいというような御意見でした。

ただ、人材流出と賃金という面でいえば、大卒者の状況を見れば、もうこれだったら御の字じゃないかというような御意見であるとともに、正社員はもちろん、退職者の再雇用でも、最賃では、現在では正直言って、誰も来ないだろうと、彼らの賃金と最賃は事実上無関係だと。むしろ地賃が、それが上昇すると外国人研修生の雇用に大きく響くということを強調されていました。

以上が使用者側の増田さんからの頂いた御意見です。

その後、若干の質疑がありました。求人状況について労側委員から質問があつて、北鋼シャーリングの場合、27人の従業員中、外国人は現在1人と、コロナ前3人いらしたんですけど、コロナで帰られて、なかなか戻ってこれないということで、1人ということだそうです。外国人というのは残業等に柔軟に対応してくれるという意味で、非常に貴重な存在で、大事にしたいということをおっしゃっていました。ただ、高齢者を含めた従業員の募集に当たって、最賃で募集しても人は来ないので、現在、高齢者二人採用してるけども、時給は1,100円ぐらいを張っているということでした。ただ、これは経営者の方の本音かなと思いますけど、自立的に賃上げすること、市場の動向が要請して賃上げすることは抵抗しないけども、法定で不可抗力的に上げるのには抵抗があると、率直におっしゃっていらっしゃいました。

使用者側の意見としては、付け加えておったと思いますけど、上げられるところは労働協約で上げればよいのではないかというので、特賃をあえて設ける必要はないかなというような御意見もありました。

以上が私が聴いた限りでのまとめですけど、何か、それから、1点、労側から提供された資料の中に、県内高校卒業者の進路に関するデータにそごがあるのではないかという御指摘を使用者側からいただきまして、実際あったので、改めて訂正していただいたものを、今日事務局でまとめていただいている機械関係の労側提供資料の5ページ目の上側ですね、修正したものが載っておりますので、こちらで確定版ということに御了解くださいということでした。

以上ですけれども、何か追加の御意見とかございますでしょうか。

○九野委員

ちょっと1点だけ。

訂正させていただきたいんですけど、先ほど新宮会長のほうから、労側の参考人が、自社状況ということで、売上高が17年、18年は最高で、19年、20年は半減したっというようなコメントがあったんですけども、ちょっと私のほうが確認していたのは、工作機械工業会が出してる統計上ですね、全体的なものがそういう動きをしたっていうふうに言ってたと思いますので。

○新宮会長

ああ、そうなんですね。

これ、松浦さんのことじゃないんですね。

○九野委員

そうですね、業界全体の流れを示したというふうに認識しております。

○新宮会長

申し訳ありません。確かに企業としては大き過ぎて。

○九野委員

そういう動きはしてなかったと。

○新宮会長

申し訳ございません。じゃあ、実は、2017、18、1兆8,000億円で、2020年で8,000億円という数字だったから。

○九野委員

1兆円下回ってるという。

○新宮会長

そんなわけがないですし。

○九野委員

統計の数字です。

○新宮委員

業界の数字ということですね。

ただ、いずれにしましても、コロナ前とコロナ中では、大きく売上げが下がっているというのは事実ということです。

ほかに何か、誤解とかありましたら、是非。あるいは、追加の御意見ございましたら。

よろしいでしょうか。

(ほかに意見なし)

それでは、続きまして、9月8日に行われた電気に関する小委員会での意見を御説明したいと思います。

では、井花委員お願いします。

○井花委員

では、9月8日に行いました、電気機械器具製造業の特定最低賃金に関する小委員会での聴取内容につきまして御報告します。

まず、労働者側からの参考人としましては、ニチコン労働組合の酒井さんに来ていただきました。

聴取した内容、御意見としましては、電気産業の現況につきましては、電気にかかわらずなんだろうけれどもなんですが、コロナウイルス感染症の影響やウクライナ情勢の影響などで、原材料や部品の輸入が滞っている状況であると。そのために、製品の製作もスムーズにできず、売上げがなかなか伸びないというか、順調には伸びないというようなことをおっしゃっていました。具体的には、受注自体は堅調に推移しているんですが、繰り返しですけども、部品不足や人手不足などによりまして、納期に間に合わない状況になっていると、いわゆるキャパオーバーの状態であるというふうに認識されているとのこと。従業員の方につきましては、正規社員よりも非正規社員が多い比率になっているということです。ただ、従業員のほとんどは県内の出身の方ということで、県外から越境で、県境を越えて来るということはほとんどないとのこと。また、労働力確保が難しく、外国人の労働力を当てにすることが常態化している会社も多いと、これはニチコンさんということだけでなく、業界としてそのようなことが常態化している会社も多いという認識とのことでした。

一方、使用者側の参考人としましては、株式会社野田電機の松原さんに来ていただきました。

御意見としましては、電気部品といっても多種多様であって、企業によってどのような製品を受注しているかによって業況は大きく異なるということをおっしゃっていました。それから、野田電機さんのことなんですけれども、コロナの影響によって雇用調整助成金を受給していたこともあったが、現在は業績は良くなってきていると。ただし、やはりウクライナ情勢や為替の関係などで部品や原材料の輸入が滞り、製品がスムーズに製作できない、製造できない状況は続いていると。また、人の手作業で行う工程があって、やはり人手不足も大きな問題となっているということもございます。また、原材料の高騰や、同じように為替レートの関係などで価

格が上昇することとなるケースがありますが、取引先には値上げの根拠を示すことがなかなかスムーズにいかない状況であると、そのために、価格転嫁がなかなか思うとおりにいかないと。結果、仕事の受注量は堅調であっても、売上げも増加しても、利益が上がらないという状況になっているということでございます。

それから、労側使側、両方の参考人ともにおっしゃっていたこととしましては、当該企業に関してではあるんでしょうけども、製造過程において一部下請に出しているという事実、状態はあるものの、そこから更に孫請に行っているという認識はないと、いずれもないという話でございました。

これらの聴取内容の後に、公労使の意見交換を行ったわけですが、まず、労働者側から出された意見としましては、仕事量も増えて、受注量も増えて、売上額も増加している状況であって、正規な価格転嫁を行うことによって最低賃金を上げることはできる状況にあるのではないかと。それから、人材の確保の難しさは各業界同じ状況だと言えりけれども、優秀な人材を確保するためには、やはり特賃を上げて、高い賃金とするなどの社内の環境整備や、あるいは福祉の充実などを行うことによって、人を確保していく必要があるんじゃないかということをおっしゃっていました。以上のことから、電気産業を守り立てていくためにも、特定最賃の改定は必要であるという意見が出されました。

また、労働者側からは、近年の他県のこの業界の特賃状況に関する資料、比較資料の提出がありまして、これは今回、今日の審議会の資料としても添付されておりますので、後ほどこれを基に議論していただければと思います。

他方、使用者側委員の意見としましては、原材料などの高騰による製品への価格転嫁が諸般の状況から難しく、最低賃金の上げ幅が大きい昨今は、特に経営に影響を与えている状況であると。また、労働力不足が深刻な問題であることもあって、最低賃金付近の労働者である外国人や、パート、アルバイトの人がなかなか集まらない状況であると。確かにそういうこともありますが、一方で、これは一概に金額が安いだけばかりではないという見方もあり得るということはおっしゃってました。

私からは以上ですので、適宜補足していただければと思います。

○新宮会長

いかがでしょうか。補足をして御意見、追加の御意見等ございますでしょうか。

(特に意見なし)

それでは、ないようでしたら、最後に、9月8日に行われました、百貨店、総合スーパーに係る小委員会の報告、竹内委員からお願いします。

では、9月8日に行いました百貨店、総合スーパー業種に係る小委員会の意見内容の報告をします。

○竹内委員

では、9月8日に行いました百貨店、総合スーパー業種に係る小委員会の意見内容の報告をします。

それでは、百貨店、総合スーパーの小委員会の報告をさせていただきます。

まず、労働者側の参考委員は、平井プラント労働組合執行委員長であります。

平井さんのほうにお越しいただきまして、意見のほうをお伺いさせていただきます。まずは、平井さんから伺ったお話を御報告させてください。事前に皆様に配付されておられますその質問のとおり、順番どおりでお話を伺っておりますので、その順で御報告させていただきます。

まずは、当該業種についての状況ですけれども、これはもう慢性的な人手不足だということでありまして、また、業種の特徴でもあります土曜日、日曜日の勤務がある、そういったことを嫌うために人手不足につながっていると。また、コロナ以降は感染リスクもあって、不特定多数の人と接することが多いために、それを嫌がっている、そういったいろいろな理由から人手が足りないというような状態であるということをおっしゃってました。

売上げに関してですけれども、百貨店は、報道のとおり、休めというふうに言われたこともあり、売上げが低迷しているということのようですけれども、総合スーパーに関して言えば売上げが下がったということではなく、反対に、巣籠もり需要などで売上げを伸ばしているということでした。特に福井県ならではのいう特徴があるというわけではなく、全国の状況は福井県も似ているというお話でしたけれども、業界全体としての給料そのものっていうのは低いというわけではない。ただ、いわゆる130万の壁というものがあるので、パートさんの賃金はどうしても低い傾向にあるのではないかというお話はされてました。

また、サプライチェーンのことで、特徴的ということに関していうと、全般に今、円安、ウクライナ戦争、原油高等で物が入りにくい。また、コロナ関連の商品だったり、特定の一部の商品に需要が集中して、売れるものが集中してしまう。なので、仕入れの段階では、商品の入荷制限みたいなものがあり、欲しいものが欲しいときに入れられない、そういったことをおっしゃってました。ただ、値上げはしやすい状態ではあって、メーカーの卸売価格みたいなものは上昇しているけれども、販売価格、切りのいい販売価格っていうものがそれぞれスーパーとかにはあるようでして、その価格にするために、少し利益率みたいなものも改善ができていたというのが実態であるというふうなことをおっしゃってました。

また、地域別最低賃金の長所だったり短所っていうことについての考えについては、地域のインフラを支えているエッセンシャルワーカーであるという自負を持っておられまして、いい人材を集めて、いい人材が残ってもらうためにも、適用事業、適用業種に設定されているということは、大いに意味があることだというふうに考えてるということでありました。

また、賃金そのものについての考え方ですけれども、賃金は大事な要素ではあるというふうにはおっしゃっておられました、それに加えて、住み慣れた場所で住み慣れた仕事をしたっていうふうを考える人や、賃金よりも仕事の面白さや自分のやりたいこと、そういったことを優先、最優先って考える人も多いのではないかとというふうな御意見をおっしゃっておられました。

使用者側の参考人としては、協同組合福井ショッピングモール理事長の竹内さんにお越しいただきまして、お話をお伺いいたしました。

当該業種の現況につきましては、やっぱり依然として経営環境だったり経済状況、こういったものは厳しいものがあるって、事業を継続し、雇用を維持していく、こういったことで精いっぱいだと。ウクライナ問題や円安、原油高、物価が上昇しているんだけど、価格には簡単には転嫁が今できていない状態であると。今までは各種コロナ関連の助成金、こういったものを受けていたということですが、これらが減額だったり廃止の方向にあるために、先行きも不透明だというようなことをおっしゃっておられました。

福井県ならではの特徴というか、そういったものに関しましては、福井県自体も人口減少に歯止めがかかっていない、経済がどんどん縮小していているという中、財布の数がという表現を使っておられましたけれども、財布の数が減れば、売上げが下がっていくっていうのも当たり前であると。地元の元気な企業っていうのはほとんどない。いわゆる大きな、ナショナルブランドと言われるような全国的な会社に関して言っても、そういった会社自体も店舗数を絞っていったりとか、市場規模がそもそも小っちゃい、福井県をあまりマーケットとしては見ていない。それと、あとは、インターネットショッピングですね。ああいったインターネットショップの台頭、そういったものに対向するための主題が今見つからない。そういった状況の中、賃金上昇のみが強いられていると。経営状況は悪化して行って、経営者マインドそのものが冷え込んでいると、そういったことを話しておられました。

また、サプライチェーンの各段階で特徴的と思われる、これもまた同じような内容でして、円安、ウクライナ戦争、原油高で、物が入ってこない。売りたいときに売りたい物売れない、そこが一番困ると。物価が、先ほども申し上げましたけれども、物価が上昇はしているんだけど、簡単に価格にはやっぱり転嫁できない。そういったジレンマを抱えているということでした。

あとは、地域別最低賃金に設定されていることの意義と影響なんですけれども、もともと小売業っていうものは百貨店、総合スーパーから切り離されたものという認識はあるんですけれども、似たような類似の業種、もともと一つであったものがあれば、やはりその賃金に影響をどうしても受けてしまうと。大手が賃金を上げていただくのは、もうそこは労使交渉で賃金を上げていていただければいいんだろうけれども、やはりどうしてもそこ、類似の業種があれば引きずられるというふうにおっしゃってましたけれども、影響を受けているという話でした。

最後の質問なんですけれども、こちらはもう、こちらに関しても、慢性的な人手不

足と。人材確保はこれは急務だと。ただ、賃金のみが重要な要素っていうふうには考えておられないと。子育てのしやすさだったり、仕事に対する興味だったり、やりがいがだったり、働き方の多様性だったり、そういった複合的な視点、こういったものが人材確保に対しては必要なんだろうと思っている。優位性を保つのは、賃金、お金の問題だけではないんじゃないかというふうなことをおっしゃっておられました。

以上が私からの御報告なんですけれども、また補足がございましたら、それぞれお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新宮会長

よろしいでしょうか。

それでは、小委員会の意見内容を御報告いただいたところで、これに基づいて、あるいはこれらを参考にしながら、福井地方最低賃金審議会による全員協議会での最終的な審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その前に、事務局から何かございませんか。

○細川賃金室長

先般の審議会でも御報告いたしましたが、もう一度お伝えします。4業種にかかる審議について、申出に係る労働協約のうちの最低額が、今回の実質的な金額改正の上限額となりますことを申し上げます。

したがって、繊維は916円、機械995円、電気962円、百貨店・総合スーパー908円でございます。

特定最低賃金は、最賃法第16条により地域別最低賃金（福井県最低賃金）を上回る金額とされているため、今回の協議により4業種の特定最低賃金が改正の必要性有りとなった場合は、1円以上の引上げが求められることとなります。

なお、特定最低賃金の金額改正に関する必要性の審議につきましては、最低賃金審議会による全会一致の議決が必要で、これまで、全国的にも全会一致以外の運用により決定されたことはありませんので、これらの点につきましても御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

○新宮会長

よろしいでしょうか。

では、改めまして、4業種の特定最賃に係る改正決定の必要性の有無についての審議を行います。

これより非公開とします。採決を終了した時点で再度呼びますので、傍聴人の方は退室をお願いします。

(傍聴人の退室を確認してから審議を再開する。)

~~~~~ (非公開審議の始まり) ~~~~~

~~~~~ (公開審議の始まり) ~~~~~

○新宮会長

そうですか。

それでは、令和4年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、ただいまの全員協議について、1業種、必要性ありとの結論に達しました。よって、8月23日に諮問を受けた4業種の特定最低賃金の改定決定の必要性の有無につきましては、当審議会として、1業種について改正の必要性ありとの答申を行うことにします。

それでは、答申文を準備しますので、しばらくお待ちください。

それでは、事務局より朗読してください。

(答申文(案)を新宮会長に確認)

(答申文(案)を委員全員に配布)

○細川室長

答申文につきましては、まず、機械のほうから申し上げます。

福井県繊維機械、金属加工機械、製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申。当審議会は、令和4年8月24日付をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった福井県繊維機械、金属加工機械製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県繊維機械金属加工機械、製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

これ以外につきましては、同文でございまして、申し訳ございません、最後のほう、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申するということで、繊維、それと電気、百貨店、総合スーパーの順で答申の文を作らせていただいております。

以上でございます。

○新宮会長

この内容にて福井労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし)

それでは、田原局長に答申いたします。

(新宮会長と田原局長は会場の中央部に移動し、新宮会長より田原局長に答申文を手交)

○新宮会長

続きまして、議題の3、特定最低賃金の改正決定についての諮問に移ります。
まず、事務局から説明してください。

○細川室長

ただいま機械業種の特定最低賃金の改正決定について、必要性ありの答申を頂きましたので、次に、この機械業種の特定最低賃金の改正決定について、いわゆる具体的な金額審議につきまして、局長から審議会に諮問をさせていただきます。

(諮問文(写)を全員に配付する。)

(新宮会長、田原局長が会場の中央部に移動していただき田原局長が諮問文を朗読し、新宮会長に手交する)

○新宮会長

それでは、田原労働局長より、御挨拶を頂きたいと思います。

○田原局長

皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、長時間にわたり審議いただき、誠にありがとうございます。

福井県の最低賃金のほうは、888円ということで審議いただきまして、現在、10月2日ですね、10月2日に発効日ということですので、もうあと2週間あまりということですので、我々としましても、福井県内の全ての事業主、労働者にしっかりと周知が図られますよう、広く広報に努めておるところですけれども、皆様方におかれましても、是非周知、広報、御協力いただければというふうに思っております。

また、本日は、審議会ということで、本年度の特定最低賃金の改正決定につきまして、機械産業の改正決定の必要性ありという答申をいただき、これを受けまして、後ほど、金額審議に係る諮問をさせていただきました。今後、特定最低賃金の専門部会におきましても、委員の皆様方には御苦勞をおかけすることになりますけれども、特定最低賃金は、関係労使のイニシアチブを十分発揮していただくということで、労働条件の向上等の確保を目的として設定したものでございますので、この点の御理解を

賜りまして、全会一致の結審となりますようお願い申し上げて、諮問に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○新宮会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま機械業種の特定最低賃金の改正決定の諮問を受けましたので、調査審議は、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき、専門部会を設置し、それぞれの部会に付託することといたします。

なお、本年第 1 回目の 492 回審議会で確認しましたとおり、最低賃金審議会令第 6 条 5 項に基づき、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって当審議会の決議とする取扱いになります。

○新宮会長

それでは、議題の（3）の「その他」に移ります。

委員の方で何かございませんでしょうか。

事務局からはどうでしょうか。

○細川室長

それでは、特定最低賃金の審議日程（予定）等について簡単に説明させていただきます。

本日、特定最低賃金の改正決定の諮問により、地域別最低賃金と同様、関係労使からの意見聴取を行う必要がありますので、本日これらの公示を行い、意見の提出期限を 10 月 4 日（火）まで予定しております。

次に、特定最低賃金の専門部会に係る労使委員の任命につきましては、関係団体等からの推薦が必要となりますので、本日、推薦に関する公示を行い、その推薦締切日を 9 月 28 日（水）までを予定しております。なお、公益委員につきましては、推薦公示の手続を行うことなく、労働局長が委嘱させていただくことになります。

また、専門部会の委員が決まらない状況ですが、第 1 回目及び 2 回目の特定最低賃金（合同）専門部会につきましては、会場の都合から開催日程予定日を、10 月 11 日（火）から 21 日（金）の 2 週間で、1 回～3 回ないし 4 回の開催で結論をいただきたいと考えております。機械業種合同で、会場は主に 14 階の労働局会議室にて開催する予定としております。

専門部会の開催に当たりましては、各部会長、部会長代理の選出、日程等に関する御協議もお願いしたいと考えております。

また、専門部会の開催日程につきましては、今後任命させていただく委員の方々の日程調整が必要となりますが、例年、福井県の特定最低賃金の発効日は 12 月 24 日としておりますので、これを前提にしますと、資料の「令和 4 年福井地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会日程表（案）」の下欄に記載のあるとおり、10 月 25 日（火）

が答申の最終期限となります。

この点を踏まえまして、各部会とも、同日程表にて色分けしました期間において、専門部会を設定させていただき、最長でも10月21日（金）までに結審いただきたいと考えております。

なお、次回の本審の開催につきましては、全ての専門部会の結審後を予定しておりますが、先ほど会長から、「専門部会で全会一致の決議が行われた場合には、本審の議決に代える」ことを改めて確認させていただきましたので、全ての専門部会が全会一致となれば、審議会での決議は必要ないこととなります。ただし、この場合におきましても、専門部会の廃止等の手続及び特賃の審議経過の説明等を行う必要がありますので、10月24日ないし10月25日で日程調整をさせていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○新宮会長

事務局からの説明について、何か御意見等ございますでしょうか。

○玉川委員

すみません、498回審議会の採決予備日が2日ありますよね。これは、一応、もう一度皆さんに出欠を確認した上で決定するということですか。

○細川室長

これは出欠確認してから、日程調整をさせていただいてからということになります。

○玉川委員

できれば25、24でっていうことですよ。今の12月24日、発効日については。

○細川室長

ええ、ちょっと、こちらの勝手な都合でございまして、できれば24日が有り難いなというふうに、考えさせていただいたところでございます。

日程調整の結果、変わることはあります。

○新宮会長

ほかに何かございますでしょうか。

最後にちょっと1点。私、前回の審議会で、申出書の件に関して、ちょっと私の無理解がありまして、ちょっと一部の方に御迷惑をおかけしましたけれども、申出書、労側から出た場合、申出書の審査は事務局のほうで局長権限で行われて、要件を満たしているものが、あれは、異議審ですね、異議審の場に出されるという日程になっております。その理解でよろしいですね。

異議審の場で初めて我々の前に出されるということによろしいですね。

○細川室長

はい、そのとおりです。

○新宮会長

という手順になっておりますので、ちょっと今年、ごちゃごちゃになってしまいましたけれども、来年度以降、その形で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

はい、事務局。

○細川室長

はい。

今回は、異議審の際に、労側の委員のほうから、審査内容の関係で、他局の状況をちょっと報告してくれという話がありましたので、7局、確認してございます。最低賃金の最低額が地賃の額を下回ったケースがあったかどうかの確認につきましては、7局とも今のところ、現状、事案はございません。それと、仮にそういった場合は、補正があった場合、審議会に報告しますかという問いかけをしたところ、審議会に補正の経緯を報告するといった局は2局ございました。残り5局につきましては、審議会から確定値の報告だけでよいと。

また、報告は補正後の金額だけの報告でよいと。後は、経過等の報告は要らないというふうなことで、5局のほうにつきましては、経緯の報告はしないという内容の回答をいただいております。

以上です。

○新宮会長

今の件、よろしいでしょうか。

ということで、大変今日は長い審議になりましたけども、皆さん、本当に御協力ありがとうございました。引き続き、機械については専門部会でお世話になる方もあるかと思えます。何とぞよろしく願いいたします。また、この後、審議会もよろしく願いいたします。

大変長時間の議論ありがとうございました。

閉 会